

刑事訴訟法 (配点 40 点)

【出題趣旨】

本問は、刑事訴訟法の重要論点である伝聞法則の問題について問うことにより、既修者として備えるべき刑事訴訟法の基本的知識、論理的思考力、表現力の有無を試すものである。

まず、本問が伝聞法則の問題であることについて、条文を示した上で問題提起をし、伝聞法則の趣旨及び意義について正確に論述することが求められる。その上で、本問Wの証言が伝聞証拠にあたるか、非伝聞なのかについて、説得的な説明をすることが求められる。結論としては、Wの証言中、被告人の発言部分は、被告人がそのような発言をしたこと自体から被告人の精神異常を推認するものであるから、一般的には非伝聞であるといえよう。

最後に、設問は「証拠として採用できるか。」とあることから、単に伝聞・非伝聞の結論だけではなく、採用できるか否かについて結論を示す必要がある。

以上